

# 共産党再要望項目一覧

## 平成27年度当初分

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| 1 予算のゆがみ・ムダづかい   |  |
| (1) 「まんが王国」を銘打っての事業は中止すること。  | 「まんが王国」の取組は、地域振興の観点から、本県の強みである“まんが”を活かして観光誘客や情報発信を進めるものであり、本県の活力を生む上で重要な事業であることから、中止することは考えていない。   |
| (2) アシアナ航空ソウル便、DBSクルーズ貨客船への税金投入は中止すること。  | いずれも地域経済の発展を支える重要なインフラであると考えており、外国人観光客の増加、県内企業の国際競争力の向上など、本県への経済波及・国際交流の成果を検証しつつ、民間の意見やニーズもふまえ、必要な対策は継続する。   |
| (3) ミッシングリンクの解消として、山陰近畿自動車道と山陰道を結ぶ新たな高速道路の整備は、莫大な予算が使われる可能性があり、計画を中止すること。  | 山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」は、交流促進、産業振興など地域振興に資する道路であることから、関係者の意見を聞きながら整備に向けて国に働きかけていく。  |
| 2 暮らし・子ども・環境   |  |
| (1) 「福祉灯油制度」が計上されようとしているが、前回と違い今回は国からの予算措置もある。従って、対象は前回同様の生活保護世帯だけでなく、更に低所得世帯（住民税非課税世帯、準要保護世帯等）まで拡大すること。                     | 県としては、制度的に把握可能でかつ支援対象のベースとして適当なものとして生活保護世帯を対象としたものであり、対象の拡大は考えていない。  |
| (2) 「支え愛」事業について、市町村が合意しないと予算がでないしくみに変えようとしているが、もともと地域住民が地域のニーズにもとづいて事業提案しているものである。お金をださない市町村の意向を事業実施の前提としないこと。現行制度のまま実施すること。 | このたびの改正は、今年度の事業棚卸における市町村の関与に係る意見を踏まえ、初年度の事業費支援について、従来、実施主体の2分の1の負担があったものを、県の負担割合を10分の10に変更し取組を後押ししているものである。<br>地域ニーズに基づく事業であるからこそ、よい取組については市町村も関与・支援し、地域に根付かせ、市町村内に広げていくことが適当と考える。   |
| (3) 県特別医療実施に伴う国の国保会計への減額・ペナルティーは、市町村だけでなく県も折半して負担すること。こうして市町村の負担軽減をはかることが、特別医療助成の拡大にもつながる。                                   | 特別医療費の助成は、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度であり、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう、毎年、国に要望している。<br>医療費の3割部分は本人負担を除き県・市町村で折半し、残りは保険給付で賄われるが、特別医療費助成の実施による保険給付への定率国庫負担金の減額については、概ねその4分の1を県財政調整交付金で補てんをしているところである。<br>なお、国保事業は市町村を保険者として責任を持って運営され、県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っているところであり、法定外の新たな財政支援は考えていない。 |
| (4) 小規模デイサービス事業所は、お泊まりデイをしなくても、「利用者使用面積」が100㎡を超えるとスプリンクラー設置が必要となる。スプリンクラー設置ができないと事業所が縮小・廃止され、今後の地域包括ケアを支え                    | 小規模なデイサービス事業所の利用者は概ね10～15人程度であり、居室(※)の床面積が100㎡を超えるものはないと考える。<br>なお、建物の床面積が100㎡以上であっても、居室(※)の床面積が100㎡以下の特に小規模な事業所に対しては負担を軽減するために建築基準法上、準耐火構造の間仕切り(若しくはスプリンク   |

| 要望項目  | 左に対する対応方針等   |
|---|--|
| <p>る資源が減少することになりかねない。現在、制度がない、小規模デイサービス事業所へのスプリンクラー設置に、県が財政支援をすること。</p>   | <p>ラー)は不要という以下の緩和策もとられていることから、補助等の財政的支援は考えていない。</p> <p><b>【緩和策】</b><br/> 住宅用火災報知器を設置し、居室から直接「屋外通路」等に出られる場合や居室から出口までが8メートル以内であるなど避難が容易な状況の場合、準耐火構造の間仕切り(若しくはスプリンクラー)は不要。</p> <p>(※)居室…廊下、階段、トイレなどを除く居室や作業に関わる部屋</p>   |
| <p>(5) 難病患者を支援する倉吉の「さくら作業所」は、支援が打ち切られている。利用者が他の事業所を利用するようになっていると県は言っているが、引きこもりになっている方が出ている。事業が継続できるよう県が支援すること。</p>  | <p>倉吉市のさくら作業所については、障害福祉サービス事業所に対する法定の支援を行ってきたが、事業所側の判断で事業の廃止を決定されたものであり、事業を再開したいとの意向も聞いていない。</p> <p>また、利用者については、倉吉市と連携して、必要なサービスが受けられるよう相談等の体制をとっている。</p>  |
| <p>(6) 子どもの医療費助成は、年齢拡大だけでなく、窓口負担完全無料とすること。</p>  | <p>小児医療費の無償化については、県・市町村ともに多額の財源負担を伴うものであり、考えていない。</p>  |
| <p>(7) 学童保育の施設整備支援事業は、平成26年度は6年生まで受け入れる場合の補助金嵩上げ制度があった。しかし、平成27年度予算では廃止されようとしている。事業を継続するか、あるいは、6年生までの受け入れを条件としない通常の設定助成を嵩上げして、不足している学童保育を増やすよう支援すること。</p> | <p>平成26年度の補助金の嵩上げは、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度へ円滑に移行する事前準備のために市町村が行う放課後児童クラブの整備を後押しするものであり、平成27年度に継続することは考えていない。</p>  |
| <p>(8) 多子世帯応援クーポン券は、3人以上のこどもがいる世帯に支援することで、「もう一人産もう」という意識を促進するとしているが、子どもの少ない世帯を対象としなければそうはならない。子ども1人の世帯から対象とし、子どもの数に応じて額を増やす制度に改善すること。</p>                 | <p>多子世帯応援クーポンは、地域住民生活等緊急支援のための交付金〔消費喚起・生活支援型〕の事業メニューのうち「多子世帯支援策」に基づき実施するものであり、子ども1～2人の世帯は交付金の対象にならないものである。</p>   |
| <p>(9) 乳児保育の保育士加算制度は、私立保育所だけでなく、公立保育所も対象とし、全体で、乳児の受け入れの拡大をはかること。</p>  | <p>公立保育所については、保育の実施主体たる市町村が乳児保育事業の有無に関係なく、見込まれる乳児受入数に必要な職員を計画的に配置していくものであり、この事業の対象に加えることは考えていない。</p>   |
| <p>(10) 小・中学校の特別支援学級の学級定員を7名から6名にすること。特別支援学校の単一障がい学級を6名から5名にすること。また特別支援学級の2学年に渡る学級にも支援員を配置すること。</p>   | <p>特別支援学級については、国基準を上回る本県独自の学級編制基準(国8人/学級→県7人/学級)を実施しているところであり、さらに拡充することは考えていない。</p> <p>複数学年で構成される特別支援学級のうち3学年以上で構成される学級に対しては、少人数であっても教育内容等が大きく異なり、同時に指導することが困難であることから、本県独自に非常勤職員を配置しているものであり、現時点で2学年の学級への配置拡大は考えていない。</p> <p>特別支援学校については、児童生徒の障がいの程度に応じて教員を配置しており、学級定員を変</p> |

| 要望項目   | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等  |
|--|--|
| <p>(1 1) 淀江産廃処分場の建設は中止すること。約半分の淀江の住民が反対署名にサインしており、計画の説明や意見聴取は、手続き条例に定める地域だけでなく、広く住民を対象とすること。</p>   | <p>更することは考えていない。</p> <p>県では、産業廃棄物管理型最終処分場は県内の産業活動振興と恵まれた環境を保全する上で必要不可欠な施設であると認識している。</p> <p>廃棄物処理施設設置条例においては、生活環境に影響が及ぶ範囲の関係住民の方に説明を行うよう義務づけており、その範囲については、全国的に見ても安全面に配慮したものと考えている。</p> <p>条例の手続を行う前に説明会の開催やアセス等の調査内容を案内するなど丁寧に対応しており、また、節目節目で地元米子市議会への説明や関係自治会が所属する連合自治会などへも説明等を行っている。</p> |
| <p>(1 2) 国府町プレイランド跡地の産廃不法投棄問題は、これまで発見された産廃が、いまだに放置されており、撤去するよう求めること。</p>                           | <p>これまで発見された廃棄物は、廃プラスチック、金属くず等の有害性のないものであり、直ちに生活環境への影響が考えられないことから、行政としては土地所有者に対して強制的に撤去を求めることはできない。</p> <p>なお、今後も、土地所有者が地域住民に約束している埋立物の試掘と併せて、当該廃棄物の撤去も粘り強く働き掛けていくこととしており、このことについては地元住民にも説明している。</p>   |
| <p>(1 3) 廃油のリサイクルを行う「喜楽鉱業」が大山町に誘致されてくる予定であるが、広島県で硫化水素流出事故をおこし、いまだに労働者が治療中である。進出中止をもとめること。</p>      | <p>県としては、企業の進出時に、進出予定地の周囲の住民との合意形成を図ることが重要と考えている。同社の大山町内での廃油等の積替え保管及び中間処理の計画については、平成26年5月から廃棄物処理施設設置手続条例の手続中であり、同社と大山町は建設を反対する下流域の自治会に対しても引き続き説明を予定し、理解を得られるよう努めていくと聞いている。今後も事業者の対応状況などを注視しながら、大山町とも連携を密にして対応していきたい。</p>   |
| <p>3 経済・雇用</p>   |  |
| <p>(1) 三洋テクノソリューションがパナソニックと切り離されると報道されており、今後が心配される。鳥取県内の雇用維持を求めること。</p>                            | <p>報道の内容について、三洋テクノソリューションズ鳥取(株)に対して確認したところ、報道に係る内容は事実でなく、また三洋電機(株)本社より「そのように決定した事実はない」との確認が取れている状況である。引き続き、状況を注視しながら情報収集に努める。</p>  |
| <p>(2) 米価大暴落対策で、県独自の米価補填制度をつくること。</p>  | <p>米需給を調整し、米価を適正な水準に維持していくことは、国の責務であり、県単独で米価補填制度を創設することは考えていない。</p>  |
| <p>(3) 間伐材搬出等事業は、単価を3200円から3000円に引き下げのをやめ、せめて現状単価を維持すること。</p>                                      | <p>平成25年度に間伐材搬出促進事業を活用した事業体に対し、平成26年度実態調査を行い、ほとんどの間伐実施箇所での収入(素材販売収入、造林補助金)が支出(伐採・集材経費等)を下回らないよう単価(3,000円/m<sup>3</sup>)を決定したものであり妥当と考えている。</p> <p>・間伐材搬出等事業 690,000千円</p>  |
| <p>(4) この間総合事務所を統廃合し職員を削減したにもかかわらず、現存する職員に地方創生のとりくみを求めるのでは本腰をいれたとりくみにならない。総合事務所の職員を増員して対応すること。</p> | <p>総合事務所の見直しについては、社会情勢の変化等に対応し、より効率的な体制となるよう行ったものである。</p> <p>今回の地方創生の取組みは、総合事務所本来の役割である地域振興を主眼としたものであることから、現体制で対応することとしている。</p>  |